

平成26年第2回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成26年6月11日（水）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成26年6月11日（水曜日） 午後1時00分～午後1時32分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（6人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	秩 父 博 樹
委 員	佐 藤 文 子	委 員	大 野 忠 夫
委 員	鎌 田 正	委 員	橋 本 五 郎
委 員	橋 村 誠		

欠席委員（1人） 委 員 大 野 忠 夫

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	総務部次長兼総務課長：伊藤義之
総務部次長兼税務課長：佐藤哲男	総務部次長兼総合防災課長：平 寛二
参与兼防災危機管理監：郡山茂樹	総合防災課参事：渡辺淳次郎
財政課長：舩谷祐幸	

市民部長：山谷勝志	市民部次長：高階 仁
国保年金課長：佐藤和久	

議会事務局職員出席者

事務局次長 伊 藤 雅 裕

審議案件

第1 議案第80号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第3号）

第2 議案第81号 平成26年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

閉会中の委員派遣について

午後1時00分 開会

○委員長（金谷道男） 委員各位並びに職員の皆様には、本会議終了後のお疲れのところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

欠席の届けが大野委員からありますので、ご報告いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（金谷道男） 審査に入る前に当局からあいさつをお願いいたします。

はじめに、総務部長、お願いいたします。

○総務部長（佐藤芳彦） 常任委員会の委員の皆様におかれましては、午前中の本会議に続きまして、委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

今回、総務部から委員会の方にご審議をお願いします案件につきましては、総合防災課所管の補正予算案でございます。案件につきましてよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。以上であります。

○委員長（金谷道男） はい、次に、山谷市民部長、お願いいたします。

○市民部長（山谷勝志） 市民部関係で今次定例会に上程しております案件につきましては、議案第81号、国保の特別会計補正予算（第1号）のみとなっておりますが、5月28日に国保運営協議会を開催いたしまして、委員の皆様からご承認をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

説明につきましては、国保年金課長が行いますが、関連がございますので、税務課長からも同席して頂いておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、2件のことについて報告をさせていただきます。

はじめに春と秋に自治会や町内会等で実施しております側溝清掃で発生いたします汚泥の処理につきまして、でございますが、これまで処理委託を依頼しておりました業者から、今後の引き受けにつきまして困難との打診を受けましたことから、県の指導を仰ぎながら仙北市と協議を重ねて参りました。仙北市の方からは、角館一般廃棄物最終処

分場で引き受けて頂けるということになりまして、処理委託を契約を4月14日に締結いたしまして、春の分といたしまして62トン余りを搬入しております。

次に市政報告でもお知らせいたしました古布の回収につきましては、5月分の回収量といたしまして、19.5トンという結果になっております。これまでごみの排出の手引きや広報等でお知らせして参りましたが、また委員の皆様からもPRをしていただいておりますが、1回あたりの収集目標の約8割という状況でありましたことから、広報紙での結果報告と今後の8月と11月の収集日の詳細なPR、さらには集会等での告知もして参りたいと考えておりますので、委員の皆様からの市民の皆様へのご協力について、PR方、よろしく願い申し上げます、挨拶とさせて頂きたいと思っております。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたします。

質疑の時間を多く取りたいと思っておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第80号、「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。平次長兼総合防災課長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは議案第80号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務部総合防災課所管分について、申し上げます。

補正予算書は8ページをお願いいたします。

歳入についてであります。20款、5項、3目、92節、東京電力株式会社、原発事故損害賠償金につきましては、平成24年度分学校給食食材等検査事業に係る費用について、東京電力に747万9,227円を直接請求していたものであります。対象として認められたものについては、対象外につきましては備品、消耗品、賃金などが除かれまして、放射能測定器2台及び周辺機器など合わせて696万9,497円が対象となったものであります。

次に補正予算書は、10ページ、事業説明書については、1ページをお願いいたします。

3款5項1目80事業、災害救助扶助費についてであります。1,501万7千円を補正し、補正後の予算現額を1,551万7千円とするものであります。

これは、災害により亡くなられた市民の遺族に対する福祉及び生活の安定に資することを目的として、「大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例」に定めるところにより、支給を行うものであります。

平成25年12月からの大雪によりまして、2以上の都道府県で災害救助法が適用された自然災害になったため、全国全ての市町村において災害で亡くなられた方の遺族、または重度の障害を負われた方に対して災害弔慰金が支給されることになったためであります。

死亡された方につきましては、大仙市内で70代の男性が3人、それから女性が1人、80代の男性が1人、あわせて5人となっております。

このうち、生計維持者は、70代の男性が1名であり、弔慰金について、生計維持者1名、生計維持者ではないものが4名、あわせて1,500万円と死亡診断書5名分の1万7千円を合わせて1,501万7千円を補正するものであります。いじょうであります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 因みに生計維持者と非生計維持者と分かれるわけだけれども、生計維持者というのはどのくらい弔慰金出るものだ。

○委員長（金谷道男） はい、平課長。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 生計維持者の場合は500万円でありまして、生計維持者で無い場合は……。

○委員（鎌田正） わりわり、ここさ書いでらね。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） これは災害による、転落死等、全対象に支給されるものだと思いますけれども、いずれあの、業者から派遣されて雪下ろしをしている間に事故にあって亡くなった方に対してもこの弔慰金がしっかり出されるのかということと、あとはそうした場合の業者の災害保障というか、そういったものの、現状というものはどうなっているものなのか、ちょっとわかる範囲で教えていただければ。

○委員長（金谷道男） 平課長。

暫時、休憩します。打ち合わせしてください。

休憩（午後 1 時 1 1 分～午後 1 時 1 2 分）

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○次長兼総合防災課長（平寛二） 昨年度にそういう事例が 1 件ございましたので、防災監の方からお答え申し上げます。

○委員長（金谷道男） はい、防災監。

○参与兼危機管理監（郡山茂樹） 佐藤文子議員のご質問についてお答え申し上げます。

24 年度、実は南外の方で横手で作業中、災害が起きたのは横手のカントリーパークでした。ただ、この方は大仙市に住所があるということで、大仙市から災害救助法に基づきまして災害弔慰金で出しました。ご質問の論点の業者の方は出るか出ないかという結論は、その死因の調査の過程で明らかに雪害だということと、災害救助法が適用になった場合については、業者の方も出ます。ただ、事業者によっては、労災の方が早い、しかも高いということで、これは 2 つとももらえる訳では無くて、どちらか 1 つということで、その遺族の方の選択になろうと聞いております。以上です。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

すみません。すれば私一つ言っても良いですか。

この件に関し私前に一般質問させてもらったのですが、同じような災害で死亡しても、今日この説明にあるように、災害救助法が 2 件以上ならないと対象にならないということとあります。私はそれは法律なのでどうしようも無い話しだと思うのですが、この場合であっても、全額、国庫という訳では無くて、市にも応分の負担もあるわけですよ。だから少なくとも、市の負担分程度については、私は災害救助法が適用されるか否かでは無くて、災害で死亡したのかどうかということを根拠に出すようなことをすることが、市民に対する弔意の表し方ではないのかなと、ちょっとまた出てきたので、そういうふうに思います。それを検討して貰いたいという話しを過去に一般質問で話しをさせて貰ったのですが、そこのあたりの検討はできないものかどうかということ、委員会で私、聞くのも変なだけけれども、少し検討して欲しいなと思うのですがいかがですか。

○次長兼総合防災課長（平寛二） ええ、まあ、あの、ご案内のとおり全国で 2 事例おらないと対象にならないという不公平感があると、こういうことで、ありまして、まあ、

その件については、まあ、4年以上前については該当ならなかったという、4年前から全て災害救助法が適用になっておる訳でありまして、そこら辺ちょっと、検討させて頂きたいと、それだけしか答えられないです。

○参与兼危機管理監（郡山茂樹）　ちょっと補足させていただきますと、災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲ということで、これは内閣府の告示で、それに基づいて、厚生労働省がその省令で通達しています。それで今、金谷議員の法的枠組みの中ではその市の負担分は出すんですけれども、一地方自治体で検討している例は全国探してもちょっとございませんでした。ただ、ある自治体では、その部分を見舞金として、弔慰金では無くて見舞金として検討の枠組みの中に入れていて、という例がございます。

○委員長（金谷道男）　私が言っているのは、全国に例があるから、無いからでは無くて、市民に対して、同じような事案で死亡した時に、ある条件の時にはこういうふうにして、弔慰金という形で出るけれども、それがたまたま国の基準で出ないから市でも出さないということで良いのか、という、実際、全額同じ額を出せとは言っていません。当然、市の分があるはずなので、その分程度のことは制度として考えておいても良いのではないかとというのが私の言いたいことです。

○総務部長（佐藤芳彦）　補足と言いますか、財源の関係についてちょっとお答えさせていただきます。

今回のこの市の持ち分につきましては、全額特別交付税措置されるということになっておりますので、いわゆる地方財政措置がしっかりとされている財源だというふうに私は捉えています。ですから市の普通の一般財源とはまた違った意味のきっちりした財源の仕方がされると。まず財源の形がそういう形になっています。それからこの不公平感というのは一つはやっぱり制度、制度が今言ったような制度になっていますので、我々としては、さっき言った財源の関係も含めて、全てですから国からお金が出てくる、この場合に関しては。ですから我々今、全国雪寒寒冷地の振興協議会という自治体で作っている協議会があります。それからもちろん全国市長会という団体があります。そういった団体を通しまして、この制度のいわゆる弾力的な運用ができないか、特に雪害について、これは災害弔慰金というのは必ず雪害だけでは無くて、もちろん水害であり、いろんな場合に当然適用になれば、出される訳ですけれども、雪害については少なくとももう少し弾力的な運用ができないかということで、国の方に今、働きかけているところであります。

ですから今、議員のおっしゃった、委員長のおっしゃったその、今回の市単分、予算上は市単分というふうに出てる財源があります。予算書にあります。そこは市単分でありましてけれども、財源的には特別交付税措置されているとこともまず、ご理解して頂きたいなというふうに思います。

○委員長（金谷道男） 今、ここで財政の話しをやる気は無いんだのも、だとすれば国で全部出してトンネルにすれば良い話だぎよな。交付税で措置されています、特交で措置されていますということであるとすれば、特交の要件の中さ、市で出した時に絶対に認められないかという話しもあることだぎよな。

○総務部長（佐藤芳彦） それは今の話しだとすると、基本的に災害の適用云々という判断をするのは、まず国のことになるので、これは法律云々の話しになるので、そういうところになりますとやはり、しっかり責任を持ってやっぱりやるのが、国になるというふうに考えています。ただ、そこで市が単独でそれじゃできないかという、それはそういう訳では無くて、委員長がおっしゃるように、市単分について、仮に予算措置して執行したとすれば、それは別の意味の特別交付税として、市単分ではこういうことをやっていますということで、また別の意味で要望書は、それは作っていくことができるもので、その点についてはですから、必ず出来ないとか、そういうことでは無くて、それも踏まえながら、だから弾力的な運用は必要じゃないかということで国に言っているということです。

○委員長（金谷道男） そういうのを制度化で考えてみたらどうかというのが私の提案です。これ以上言えば長くなるので、財源も含めて、まあ特交だというのはわかっていたけれども、あえてこれからはそういう時代だと思うので、やっぱりそのところは考えてもよいんじゃないかと私はずっと前から思ったので、そこから制度改正というのは、提案していくというのは大事なことだと思うので、何とかお願いします。

○総務部長（佐藤芳彦） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 亡くなられた方の年齢が70代、80代というふうなことで、いずれ屋根に登って雪下ろしの作業をする方々の実情が、そういう高年齢化しているというふうなことが事故にも非常に結びついているという現状もある訳ですので、もちろん命綱だとか、何とかそういう啓発はやられているんでしょうけれども、そうした年齢の皆

さんが上がって下ろさなければ出来ないような、そうした雪下ろし対策、雪下ろしの実情というふうなものを、やっぱりしっかりこう改善していかなければ、こういう事故、頻繁に出た人に全部支給していつて解決できる問題では無いと、言うふうにも思いますので、この機会にそうした方向性も考えていただければと、いうふうにお願いします。

○総務部長（佐藤芳彦） 今、市全体で総合的雪対策というのをやっています。それぞれの原課から、それぞれ計画を上げていただいて、今、総合政策課の方でそれを調整してやっています。それでこの前、中間ぐらいまでだいたい固まってきたと思うんですけども、それは今の雪下ろしのことも含めて、それから高齢者の一人暮らし老人に対する、その除排雪なんかも含めてですね、総合的な形でやっていますので、それももちろん取りまとめましたら、議員の皆様にもこういった形で、お願いしますということで、ご説明申し上げたいというふうに思います。ですからまず、そこら辺も含めて、今、全庁を上げて対策をやっている状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ほかに無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第81号、「平成26年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤国保年金課長。

○国保年金課長（佐藤和久） 議案第81号、平成26年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書の17ページをお開き願ひます。主な事業の説明書は3ページであります。

今回の補正でございますが、平成26年度の基準総所得の確定に伴う国民健康保険税の補正、及び、療養給付費交付金の前年度分の精算による返戻金などの補正で、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ864万9千円を追加し、補正後の総額を100億7,487万7千円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、22ページをお開き願います。

初めに歳入ですが、1款、国民健康保険税は1億2,372万円の減額補正であります。

平成26年度の基準総所得が確定しましたので、国保税を再試算した結果、税率は変更しませんでした。米価が下がったことによる農業所得の減などにより、国保税を算定する国保世帯全体の課税所得が、当初予算時見込みより約7億6千万円の減となったため、試算後の国保税が減額となったことから補正するものであります。

1目の一般被保険者国民健康保険税の1節、医療給付費分 現年課税分が5,922万9千円の減額、3節、後期高齢者支援金分 現年課税分が1,762万3千円の減額、5節、介護納付金分 現年課税分が1,330万1千円の減額補正であります。

次の、2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1節、医療給付費分、現年課税分が2,152万6千円の減額、3節、後期高齢者支援金分 現年課税分が639万2千円の減額、5節、介護納付金分 現年課税分が564万9千円の減額補正であります。

次のページをお願いします。

9款 繰入金、1項1目1節、財政調整基金繰入金は7,236万9千円の補正で、国保税収入が減額となったため、その財源充当分として補正するものであります。

尚、財政調整基金の残高は、平成26年度末で約3億8,800万円となる見込みであります。

次の10款、繰越金、1項1目1節前年度繰越金は、療養給付費交付金の前年度分の精算返還見込み額、及び国保税収入が減となったことに伴う財源充当分として、平成25年度繰越金見込み額の内、6,000万円を補正するものであります。

次の24ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

2 款、保険給付費、1 項 1 目 5 0 事業、一般被保険者療養給付費につきましては、国保税が減となったことに伴う財源振替であります。

次の 2 5 ページをお願いします。

1 0 款、諸支出金、1 項 1 目 9 2 事業、返戻金 8 6 4 万 9 千円の補正につきましては、退職被保険者の保険給付費等に対し交付されました、療養給付費交付金の前年度分の精算返還見込額を補正するものであります。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 米価等の値下がり、保険税収が下回ったというふうなことのようではけれども、加入世帯及び加入者数についての当初見込みからの変更はあるものなのかどうか、という点を教えてください。もう 1 点は、繰越金で充当する部分もかなりある訳ではけれども、前年繰越金って、これで全額だというふうな部分は、なのかどうか、その点をちょっと教えてください。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤課長。

○国保年金課長（佐藤和久） まず 1 点目の被保険者数の見込みなんですけれども、当初予算見込み時よりも、その後ですね、社保加入者が大変多くなりまして、当初見込みより約 5 0 0 人ぐらいは、落ちるのではないかという状況になっております。

それから 2 点目の繰越金の見込みなんですけれども、約 1 億 9, 0 0 0 万円ぐらいの見込みとなっております、今回の補正で計上しました 6, 0 0 0 万円を補正しますと、補正後が 1 億 7, 8 2 7 万 9 千円ですので、1, 2 0 0 万円ぐらい、まだ計上できるという見込みです。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。1 億 9, 0 0 0 万円ぐらいの前年繰越金が最終……。

○国保年金課長（佐藤和久） 今の時点でまず、確定では無いですが、今の時点では。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、「閉会中の委員派遣について」お諮りいたします。

常任委員会行政視察のため、閉会中の委員派遣を行うにあたり、お手元に配付しておりますとおり、「委員派遣承認要求書」を議長に対し提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（金谷道男） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。
長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

午後 1 時 3 2 分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成26年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男